## ①現況届の提出が原則不要になります

「児童手当の現況届」は、年に1回、児童手当を受給しているすべての方に提出いただいておりましたが、令和4年度から**原則提出不要**となりました。(公務員の方は職場にお問い合わせください)

ただし、以下に該当する方は、引き続き現況届の提出が必要となります。

- 1. 離婚協議中で配偶者と別居中の方
- 2. 配偶者からの暴力等により、住民票の住所地が実際の居住地と異なる方
- 3. 支給要件児童の住民票がない方
- 4. 法人である未成年後見人、施設等の受給者の方
- 5. その他、町から現況届の提出の案内があった方

現況届の提出が必要な方には、**必要書類を送付いたしますので、期限まで(6月中)に提出してください。** 提出がない場合は、**6月分以降の児童手当(10月期支給分)の支給時期が遅れる可能性があります**ので、対象の方は忘れずに提出してください。

## ②特例給付に所得上限が設けられます

令和4年6月分(令和4年10月期支給分)から、特例給付に対して所得上限が設けられます。**令和3 年分所得が上限(下記表右側)を超過している方**については、特例給付の受給資格が消滅します。 **受給資格が消滅した方**に対しては、**10月上旬に書面で通知します。** 

#### 【児童手当の所得制限限度額及び特例給付の所得上限限度額】

扶養親族等の数	児童手当 所得(収入)制限限度額(万円)	特例給付 所得(収入)制限限度額(万円)
0人	622 (833.3)	858 (1,071)
1人	660 (875.6)	896 (1,124)
2人	698 (917.8)	934 (1,200)
3人	736 (960)	972 (1,200)
4人	774 (1,002)	1,010 (1,238)
5人	812 (1,042)	1,048 (1,276)

※扶養親族等の数は、所得税法上の同一生計配偶者及び扶養親族(里親などに委託されている児童や施設に入所している児童を除きます。)並びに扶養親族等でない児童で前年の12月31日において生計を維持していたものの数をいいます。

※扶養親族等の数に応じて、限度額(所得額ベース)は、1人につき 38万円(扶養親族等が同一生計配偶者(70歳以上のものに限ります。)又は老人扶養親族であるときは(44万円)を加算した額となります。

※「収入額の目安」は、給与収入のみで計算しています。あくまで目安であり、実際は給与所得控除や医療費控除、雑損控除等を 控除したあとの所得額で所得制限を確認します。

#### 問合せ 子育て・健康推進課 子育て推進グループ

**☎**21-2122



# 新ALT(外国語指導助手)来町!

現在、本町では3名のALTが活躍していますが、4月から新ALTとしてホークスリー・ルーシーさんが各小学校で勤務しています。

ルーシーさんは英国ベクスリーヒースの出身で現在24歳です。

英国のシェフィールド大学を卒業し、大学在学中は日本語を専攻しており、京都府の同志社大学への留学経験もあります。

趣味は、読書や手芸・工芸をすることで、本町で勤務する間は、日本語を勉強したり、余市町の海で水泳をすることを楽しみにしているそうです。

学校での授業はもちろん、国際交流等での活躍も期待されます。

町で見かけた方はどうぞ声をかけてあげてください。



### 問合せ 学校教育課 学校教育グループ ☎21-2138